

毎週金曜日

市役所に

手話通訳者を配置しています

(午前8時30分～午後5時15分)

手話通訳が必要な方は、

「本庁舎1階16番窓口 障がい者支援課」

までお気軽にお申し出ください。

市役所（本庁舎、第二、三庁舎）、教育センター及び元気創造プラザ内での行政手続きや、相談等にご利用いただけます。

また、市役所の各窓口では、筆談でも対応できますのでお近くの職員にお知らせください。



手話通訳者は、
このワッペンか腕章を
身につけています。

手話通訳者・要約筆記者派遣サービスのご案内

利用方法

○ 「利用したい日」の3日前まで（土日祝休日を除く。）に

① FAX（0422-47-9577）

② 窓口（市役所1階16番窓口 障がい者支援課）

③ メール（事前の登録が必要）※手話通訳か要約筆記かを明記する。

のいずれかの方法で市（障がい者支援課）に申請する。

→派遣決定後、申請者に手話通訳者（又は要約筆記者）の「氏名」を連絡します。

○ 派遣終了後、手話通訳者（又は要約筆記者）の持っている「実績報告書」に署名（サイン）をします。

利用料

無料

注意事項

以下の目的には、手話通訳者（又は要約筆記者）派遣サービスをご利用いただけません。

○ 政治活動 ○ 営利活動 ○ 宗教活動 等

その他、ご利用には一定の制約、条件がありますので、詳しくは、障がい者支援課にお尋ねいただくか、市ホームページをご覧ください。

三鷹市 手話 派遣

検索

市ホームページ URL https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/052/052814.html

